

## GSC Student Travel Grant Award 細則

### (目的)

第1条 この細則は、公益社団法人新化学技術推進協会グリーン・サステイナブル ケミストリー ネットワーク会議規程第6条第2項に定められた活動の一環として行われる教育支援活動に関わり、若い研究者層の GSC への理解を深め、将来の研究活動に反映させることにより GSC の推進・普及を図るため、日本の大学院学生の GSC に係る国際会議への参加を支援することを目的とする。

### (GSC Student Travel Grant Award)

第2条 公益社団法人新化学技術推進協会グリーン・サステイナブル ケミストリー ネットワーク会議は、GSC Student Travel Grant Award (以下「STGA」という。)を設けて、GSC に係る国際会議に参加する意思を有する日本国内の優秀な大学院学生を表彰し、参加費用の一部の金額を補助する。

### (受賞者の選考)

第3条 受賞者の選考は、GSCN 会議代表が設置する STGA 選考委員会で行う。  
2 STGA 選考委員長は、受賞者の選考理由書を作成し、GSCN 会議代表に報告する。

### (受賞者の公表及び表彰)

第4条 GSCN 会議代表は、選考結果を受賞者に通知及び公表する。  
2 GSCN 会議代表は、受賞者を賞記をもって表彰し、副賞として第2条に定める金額を授与する。

### (受賞者の責務)

第5条 受賞者は、原則として、GSC に係る国際会議の全期間にわたって会議に参加する。  
2 受賞者は、GSC に係る国際会議において自己の研究成果を発表する。  
3 受賞者は、参加した GSC に係る国際会議の報告書を GSCN 会議代表に提出する。

### (責務不履行)

第6条 受賞者は、前条各項に定めた責務を果たせない場合は、速やかに GSCN 会議代表に報告し、その指示に従わなければならない。

(改廃)

第 7 条 この細則の改廃は、GSCN 代表者会議の決議をもって行う。

(補則)

第 8 条 この細則の施行に関して必要な事項については、別途 GSC Student Travel Grant Award 実施要領に定める。

附則

1 この細則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附則

1 この細則は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。